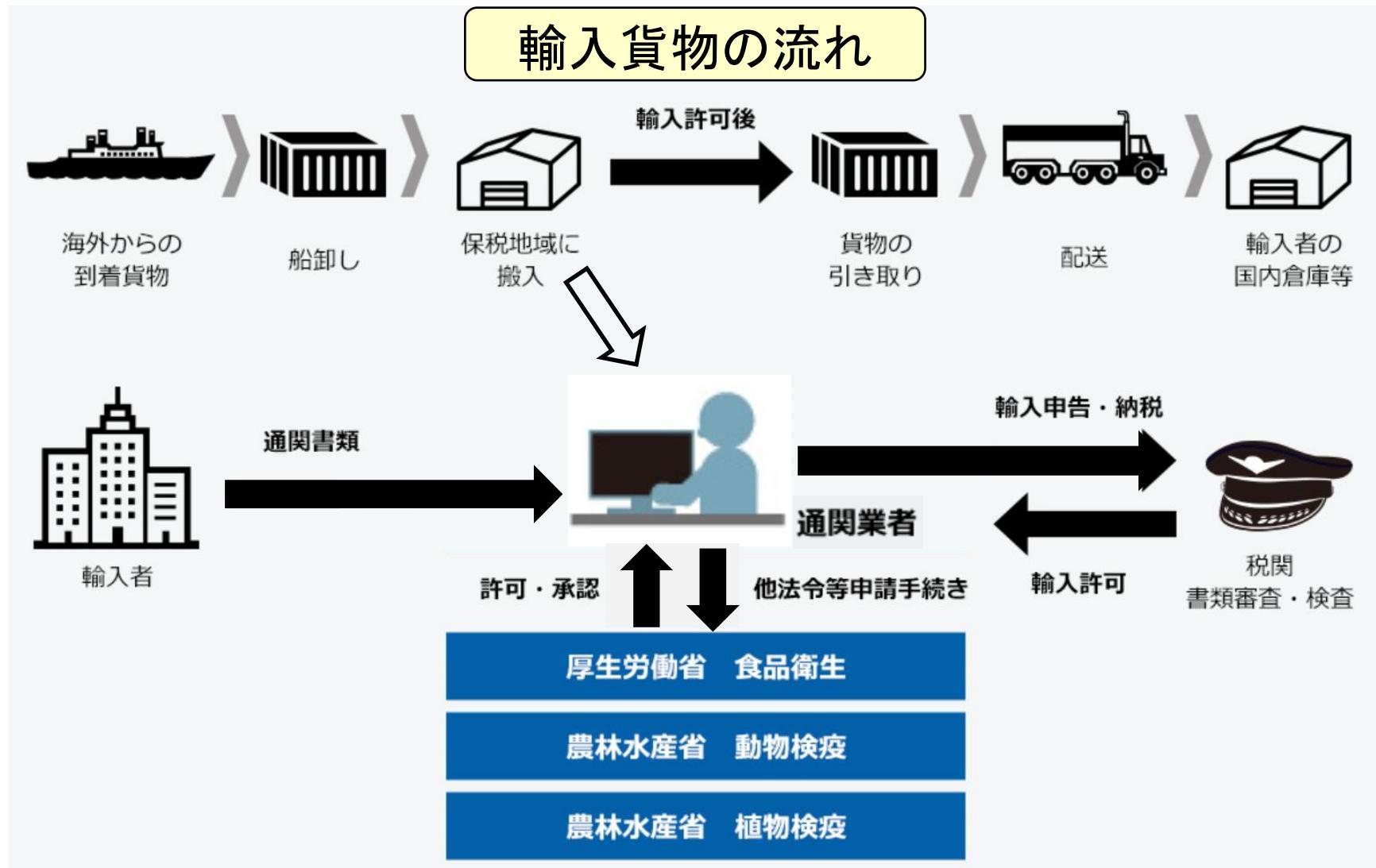


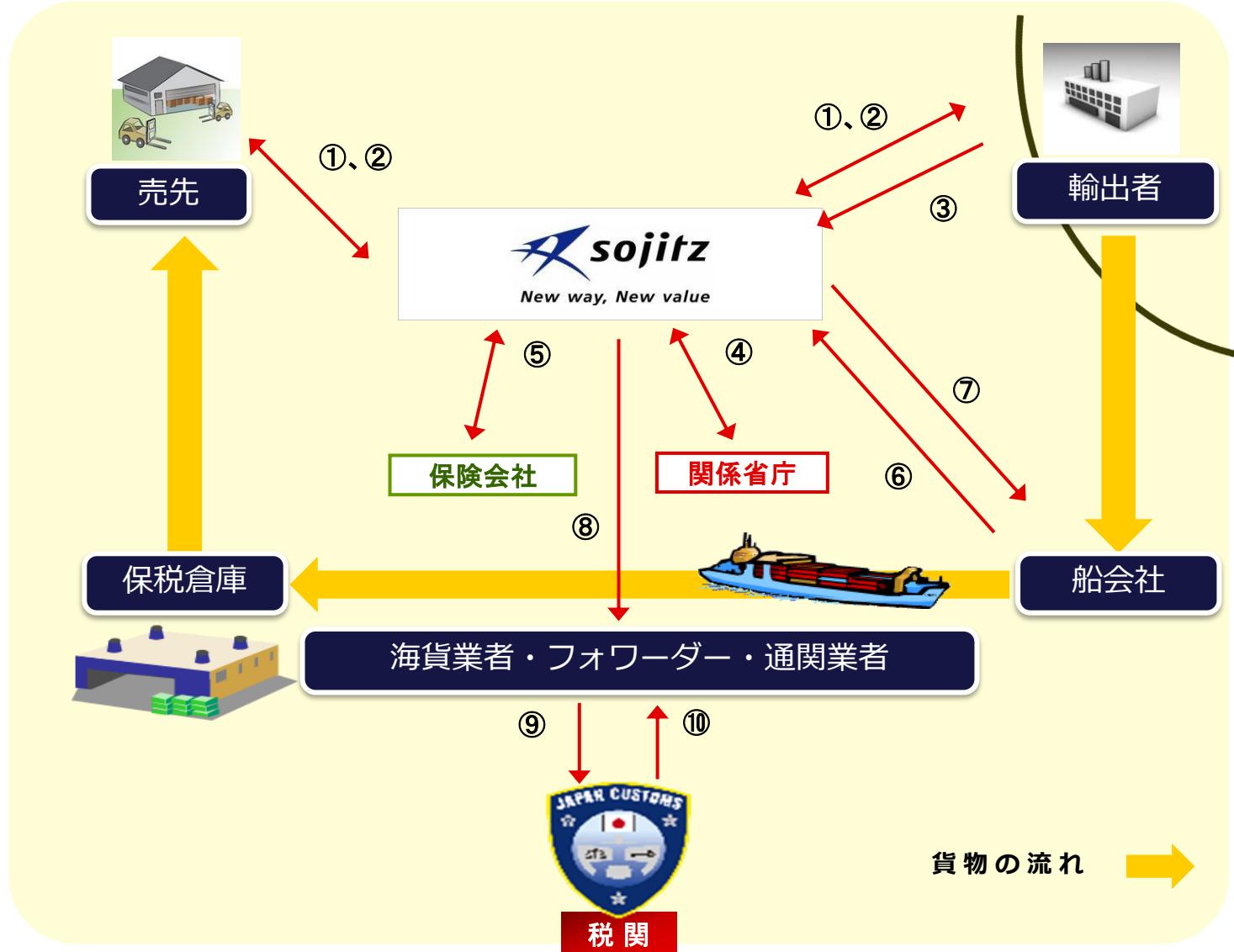
# **VI. 輸入取引の流れ**



# 輸入する場合の貨物の流れ



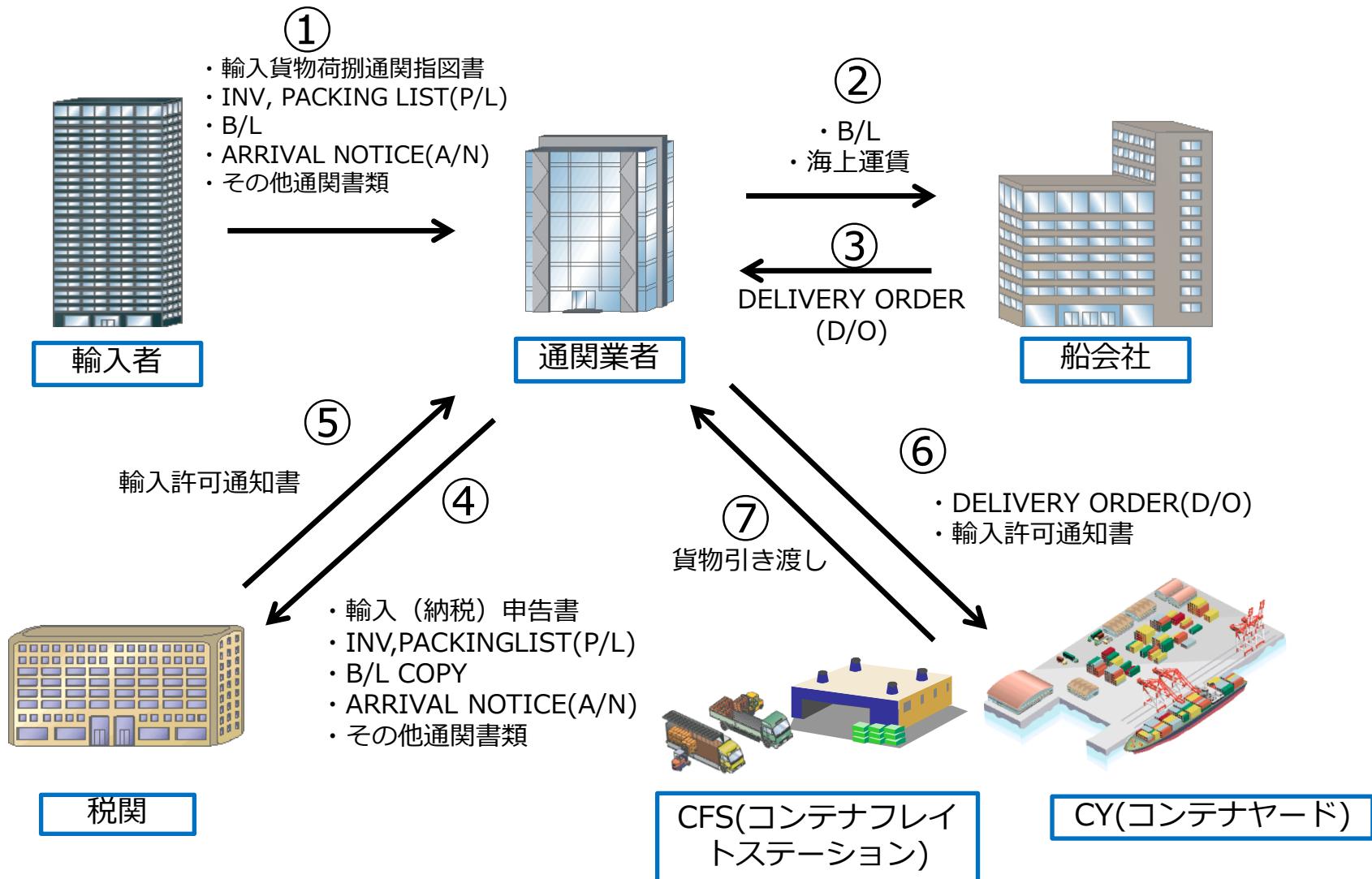
# 輸入手続及び関係書類の流れ



# 輸入手続及び関係書類の流れ

輸入手続	関係書類
① 売買契約	売買契約書
② 発注	発注書
③ 船積通知	船積書類
④ 輸入承認	輸入承認書
⑤ 海上保険付保	海上保険証券
⑥ 貨物到着案内	貨物到着案内書
⑦ 海上運賃等の支払い	
⑧ 輸入通関依頼	輸入貨物荷捌通関指図書
⑨ 輸入（納税）申告	輸入（納税）申告書
⑩ 輸入許可	輸入許可通知書 ※1：実務では輸入許可書ともいう。

# 保税地域からの貨物引き取り



# 輸入貨物荷捌通関指図書

輸入貨物荷捌通関指図書	保険REF番号 御中		
NO. 2013年12月5日			
下記事項に基づき、よろしくお取り計らい願います。			
(01*****)			
課長 担当 担当			
営業部	本船名	B/L No.	
受渡伝票番号		船会社	
積地	出港月日	揚地	入港月日
商品(コード : )			
建値条件 :			
インボイス金額 : 運賃 : 保険料 :			
インボイス金額・通貨・税番・加算の要否を 申告前に再度確認してください。 (不明な点は、弊社担当者に確認願います。)			
口銭内容 :			
その他別払い :			
通関種類 :	補正率 %		
荷役方法 :			
通関方法 :			
HS No. :	税率	種類 :	税率 :
評価申告 :	包括申告番号 :		
輸入先 宿名 :	EL :		
住所 :			
数量 :	納期 :		
受渡条件 :			
荷渡内容 :			
商品の運送に関しては、道路交通法に定められた法定積載量等に関する規定を遵守願います。			
備考			
記事欄入力 :			
添付書類			
<input type="checkbox"/> B/L No. _____ <input checked="" type="checkbox"/> Invoice (Shipper's or Proforma) <input checked="" type="checkbox"/> Freight (Receipt or Debit Note) <input checked="" type="checkbox"/> Insurance Debit Note <input checked="" type="checkbox"/> Contract Note or L/C Copy <input checked="" type="checkbox"/> P/A Packing List			
担当: _____ <input type="checkbox"/> Weight List &/or Weight Cert <input type="checkbox"/> Cert. of Origin <input type="checkbox"/> L/G &/or B/L Copy <input type="checkbox"/> 他法令 _____ <input type="checkbox"/> その他 _____			

本船情報等			
受渡伝票番号 積地	本船名 出港月日	B/L No. 船会社 揚地	入港月日
商品名、数量、建値、インボイス金額等			
商品(コード : )  建値条件 :  インボイス金額 : 運賃 : 保険料 : インボイス金額・通貨・税番・加算の要否を 申告前に再度確認してください。 (不明な点は、弊社担当者に確認願います。)			
通関方法、HS CODE、関税率、納入先、納期等			
通關種類 : 荷役方法 : 通關方法 : HS No. : 評価申告 :	補正率 %	税率種類 : 包括申告番号 :	税率 :
納入先 宛名 : 住所 : 数量 :	TEL : 納期 :		
添付書類 (B/L、INVOICE、CERTIFICATE OF ORIGIN等)			
添付書類 <input type="checkbox"/> I/L No. <input type="checkbox"/> Invoice (Shipper's or Proforma) <input type="checkbox"/> Freight (Receipt or Debit Note) <input type="checkbox"/> Insurance Debit Note <input type="checkbox"/> Contract Note or L/C Copy <input type="checkbox"/> PA Packing List	担当 : ( ) <input type="checkbox"/> Weight List &/or Weight Cert <input type="checkbox"/> Cert. of Origin <input type="checkbox"/> B/L G &/or B/L Copy <input type="checkbox"/> 他法令 <input type="checkbox"/> その他 _____		

# L/G記載事項

LETTER OF GUARANTEE	
DELIVERY WITHOUT BILL OF LADING	
①	TO _____
②	③ Voy.No. _____
④ Due at _____	⑤ on _____
⑥ B/L No.	⑦ Shippers
⑧ Marks & Nos	⑨ Port of Shipment
⑪ Description of Goods	⑩ Port of Delivery
⑫ Number of Packages	⑯ Remarks
⑬ Weight or Measurment	MT
<p>In consideration of your granting us delivery of the above-mentioned goods, of which we claim to be the rightful owners, without production of the relevant Bill(s) of lading not yet in our possession, we, the undersigned, hereby agree and undertake to surrender the said Bill(s) of lading immediately on receipt or within 30 days after this date, and jointly and severally to indemnify you fully against all consequences and/or liabilities that may arise from, or relating to, the said delivery.</p> <p>Further do we especially indemnify you should any claim or demand for the goods be made by any other party or parties holding the Bill(s) of lading.</p>	
⑯ Consignees	
<p>We hereby guarantee the execution of the above _____</p>	
⑮ DATE :	⑰ Bankers,

B/L未着の貨物を引取る際や、  
船社にB/L訂正を依頼する際  
に使用する

## 記載事項

- ① 船会社または船会社代理店
- ② 本船名
- ③ 航路番号
- ④ 揚げ地
- ⑤ 入港日
- ⑥ B/L NO.
- ⑦ SHIPPER
- ⑧ シッピングマーク
- ⑨ 積地
- ⑩ 揚げ地
- ⑪ 商品名
- ⑫ 数量
- ⑬ 重量
- ⑭ 備考欄
- ⑮ 発行日
- ⑯ 荷受人サイン
- ⑰ 銀行サイン

# 輸入関係他法令について

法令名	主な品目
外国為替及び外国貿易法 輸入貿易管理令	輸入割当品目（にしん等） 輸入制限品目（鯨等） 事前確認品目（ワクチン等） 制裁（輸入禁止措置）対象貨物
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥およびその加工品、獸およびその加工品、鳥類の卵（野生動物に限る。）
銃砲刀剣類所持等取締法	拳銃、小銃、機関銃、猟銃、空気銃、刃渡り15cm以上の刀、やり及びなぎなた、刃渡り5.5cm以上の剣、あいくち並びに飛び出しナイフ等
印紙等模造取締法	印紙に紛らわしい外観を有するもの
毒物及び劇物取締法	毒物、劇物
覚醒剤取締法	覚醒剤、覚醒剤原料
麻薬及び向精神薬取締法	麻薬、大麻草、大麻製品、向精神薬、麻薬等原料
あへん法	あへん、けしがら
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、指定薬物、動物用医薬品、同医薬部外品、同医療機器、対外診断用医薬品、再生医療等製品
水産資源保護法	こい、きんぎょその他のふな属魚類、はくれん、こくれん、そうぎよ、あおうお、さけ科の発眼卵及び稚魚、くるまえび属の稚えび
肥料の品質の確保等に関する法律	肥料
農薬取締法	農薬
砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律	砂糖、でん粉
畜産経営の安定に関する法律	バター、脱脂粉乳、練乳等

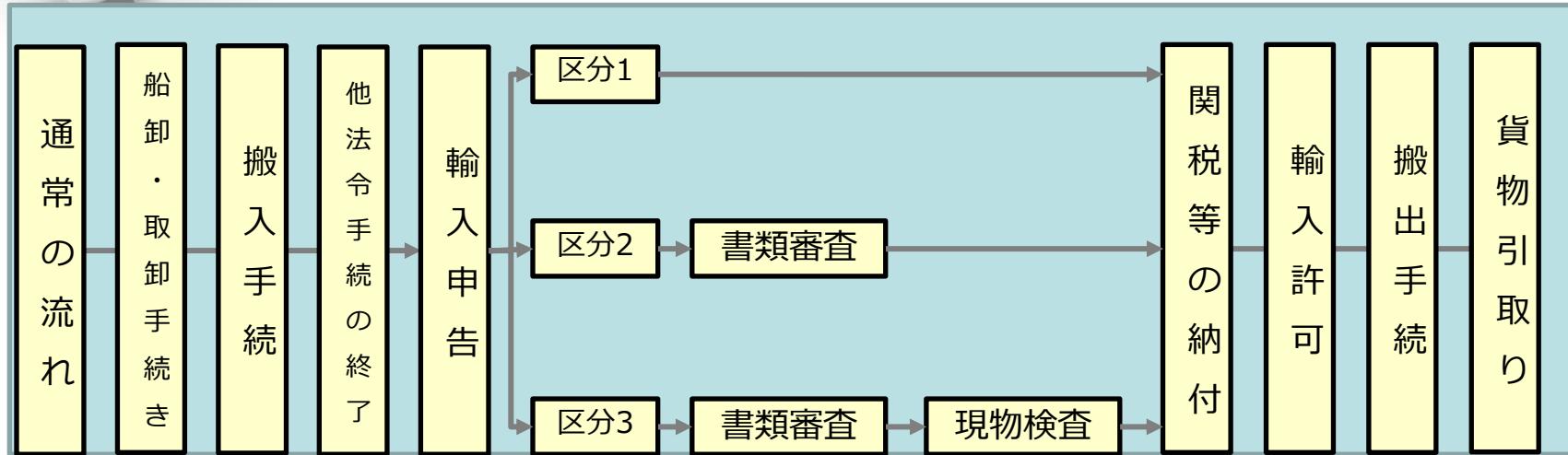
# 輸入関係他法令について

法令名	主な品目
主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律	米穀等（米、米粉、もち、米飯等）、麦等（大麦、小麦、メスリン、又はライ麦を加工、調製したもの）
火薬類取締法	火薬、爆薬、火工品（導火線等）
高圧ガス保安法	高圧ガス
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	化学物質
石油の備蓄の確保等に関する法律	石油、揮発油、灯油及び軽油
郵便切手類模造等取締法	郵便切手類に紛らわしい外観を有するもの
アルコール事業法	アルコール分90度以上のアルコール
食品衛生法	すべての飲食物、添加物、食器、容器包装、おもちゃ等
植物防疫法	植物（顕花植物、しだ類又はせんたい類に属する植物（その部分、種子、果実及びむしろ、こもその他これに準ずる加工品を含む））、有害植物（細菌、寄生植物等）、有害動物（昆虫、ダニ等）、中古農業機械等
狂犬病予防法	犬、猫、あらいぐま、きつね、スカンク
家畜伝染病予防法	偶蹄類の動物、馬、鶏、あひるなどの家きん、兎、みつばち及びこれらの動物の肉、ソーセージ、ハム等、稻わら（一部）
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	サル、ブレーリードッグ等
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	ブラックバス、カミツキガメ等
労働安全衛生法	有害物等（石綿等）
特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律	さば、さんま、まいわし、いか及びこれらの加工品

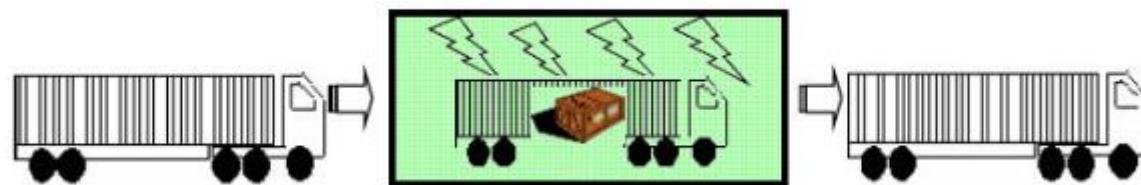
# 輸入通關

# 輸入通関の流れ

## 【一般的な輸入通關の流れ】



# 現物検査例：大型X線検査

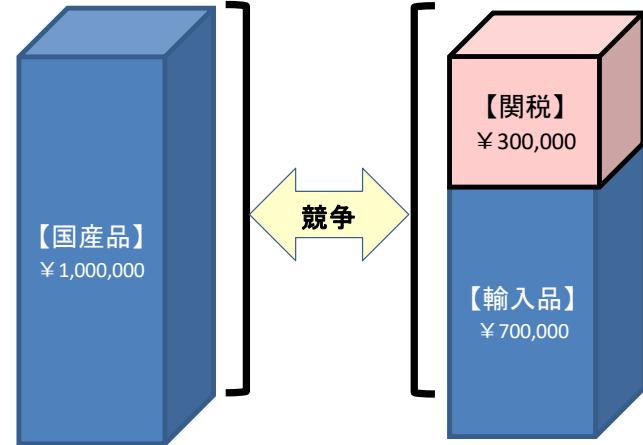


大型X線検査装置のイメージ

# 関税とは

関税徴収の主な目的  
⇒国内産業の保護・育成

輸入品に關税をかけることにより国産品の競争力が維持される

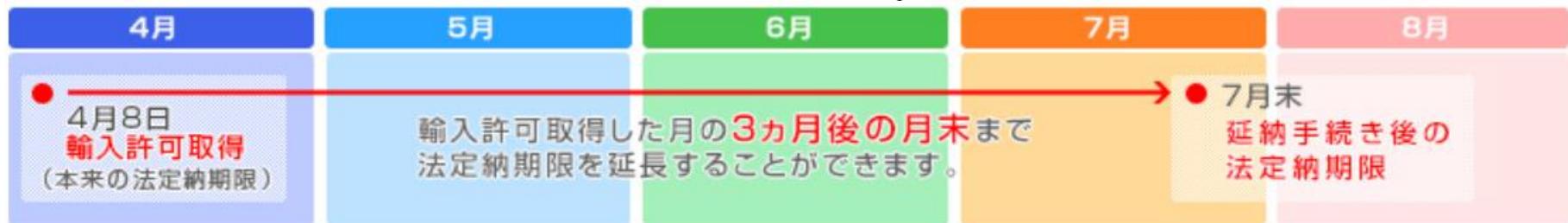


## 【關稅の納期限】

原則…輸入の時(許可を受けるものは許可の時)

納期限延長制度を利用…輸入許可の特定月の末日の翌日から3カ月以内(包括納期延長制度)

### 納期限の例



# 関税額の計算方法

## 【関税率の種類】

- 従価税：輸入品の価格に応じて課される関税。
- 従量税：重さや数、容積に対して課される関税。
- 混合税：従価税と従量税の両方が合わさった関税。2つのうちのいずれか一つを選択する場合（選択税）がある。

### 【従価税の例】

牛肉 : 38.5%  
ベンゼン(化学品) : 3%  
再生繊維 : 4%  
ポリスチレン:3.9%

### 【特徴】

輸入品の価格が安くなれば税額も安くなる。

### 【従量税の例】

米 : 341円/kg  
配合飼料 : 36円/kg  
ビール : 6.4円/ℓ  
ニッケル(粉及びフレーク):41円/kg

### 【特徴】

海外產品の価格が下落した場合や、円高が進んだ場合でも関税が安くならない。

## 【関税額の計算方法】

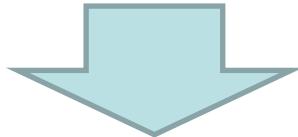
$$\text{関税額} = \text{課税標準} \times \text{関税率}$$

# 関税率の決定方法

関税率は

✓ 貨物の種類      ✓ 貨物の原産地

によって決定します。



1. 貨物がどこに品目分類されるか決定する。
2. 原産地ごとに適用される税率を確認する。

# 品目分類

## (HSコード)

- HS条約（※）では品目を6桁の番号により分類している。協定上各国に必要に応じて6桁を超える細分を認めている。（例：アメリカ8桁、EU10桁）
- 日本はHS条約を基に、国内細分として9桁で分類を設定している。
- 各国間で品目の特定を行う場合、常にHSコードを使って行われているので、HSコードに関する正しい理解が必要となる。

(例) HSコード概念図—乗用車のホイールの場合

類:2桁	項:4桁	世界共通コード	号:6桁
87 (車両及び部分品) 	87.06 (原動機付きシャシ)  87.07 (車体)  87.08 (部分品及び附属品) 	<b>世界共通コード</b>	8708.21 (シートベルト)  8708.30 (ブレーキ)  8708.70 (車輪並びに部分品及び附属品) 

## 【品目分類の一例】

日本から輸出する乗用車ホイールは  
「8708.70.000  
(車輪並びにその部分品及び附属品)」  
という番号に分類されます。  
(「輸出統計品目表」より)

品目コード(輸出の統計番号)

**8708.70.000**  
(車輪並びにその部分品及び附属品)

品目コードの  
桁数が増えるにつれ、  
細かな品目が特定されます

# 実行関税率表

第2部 植物性生産品

第9類 コーヒー、茶、マテ及び香辛料

2025年1月1日現在 [輸入関係他法令一覧はこちら](#)

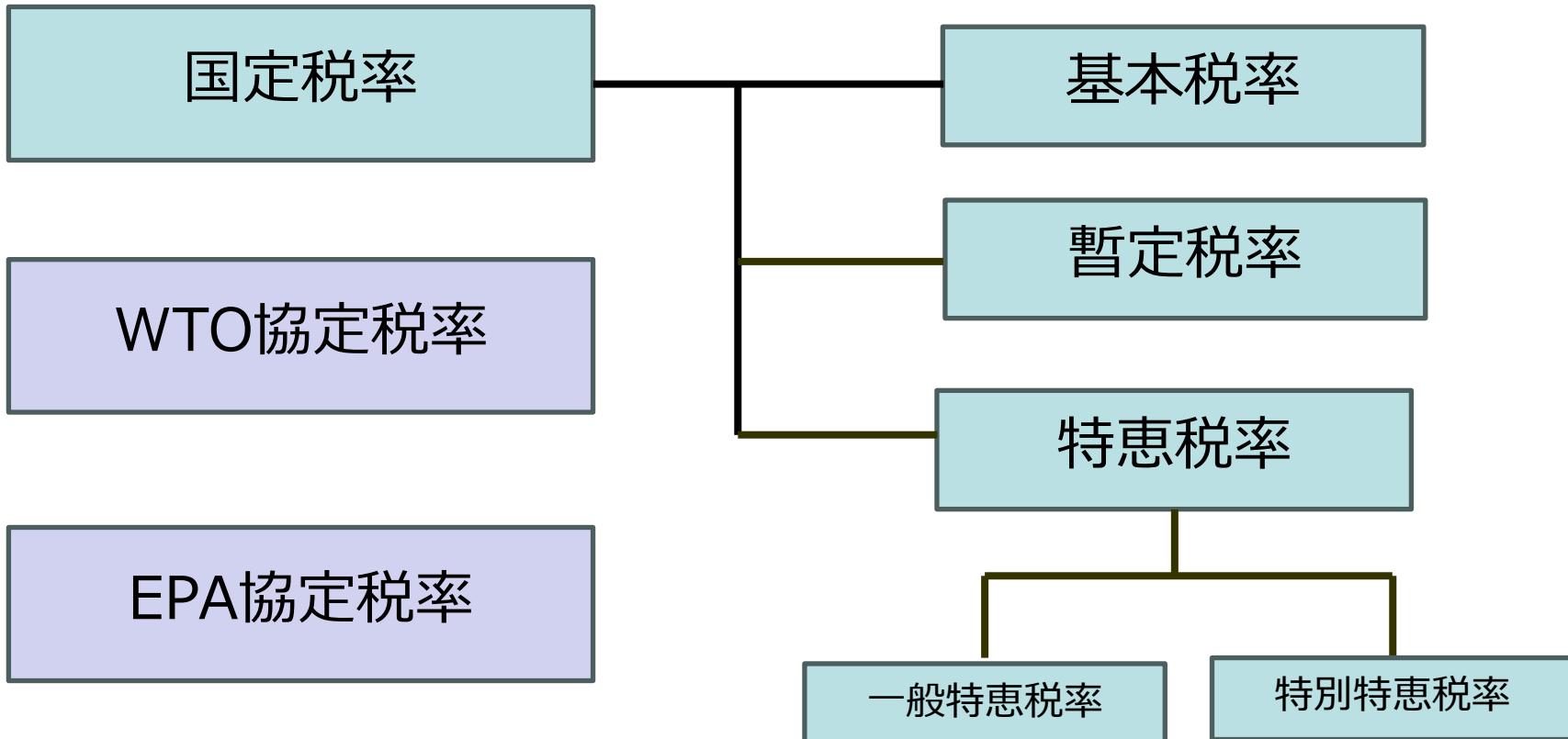
統計番号 Statistical code	品名 Description	関税率 Tariff rate										関税率（経済連携協定） Tariff rate (EPA)							
		基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特恵 GSP	特別特恵 LDC	シンガポール Singapore	メキシコ Mexico	マレーシア Malaysia	チリ Chile	タイ Thailand	インドネシア Indonesia	ブルネイ Brunei	ASEAN ASEAN	フィリピン Philippines	スイス Switzerland	ベトナム Viet Nam	インド India	ペルー Peru
番号 H.S. code																			
09.01	コーヒー（いつてあるかないか又はカフェインを除いてあるかないかを問わない。）、コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物（コーヒーの含有量のいかんを問わない。）																		
	コーヒー（いつたものを除く。）																		
0901.11 000	カフェインを除いてないもの	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
0901.12 000	カフェインを除いたもの	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	コーヒー（いつたものに限る。）																		
0901.21 000	カフェインを除いてないもの	20%		12%	10%	無税		無税							12%	無税	無税	無税	無税
0901.22 000	カフェインを除いたもの	20%		12%	10%	無税		無税							10%	無税	無税	無税	無税
0901.90	その他のもの																		
	1 コーヒー豆の殻及び皮	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 コーヒーを含有するコーヒー代用物	20%		12%	無税		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
09.02	茶（香味を付けてあるかないかを問わない。）																		
0902.10 000	緑茶（発酵していないもので、正味重量が3キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）	20%		17%		無税	無税		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税				
0902.20	その他の緑茶（発酵していないものに限る。）																		
	1 くす（飲用に適するものを除く。）	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
	2 その他のもの	20%		17%		無税	無税		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税

実行関税率表  
輸出統計品目表



# 我が国の関税率種類

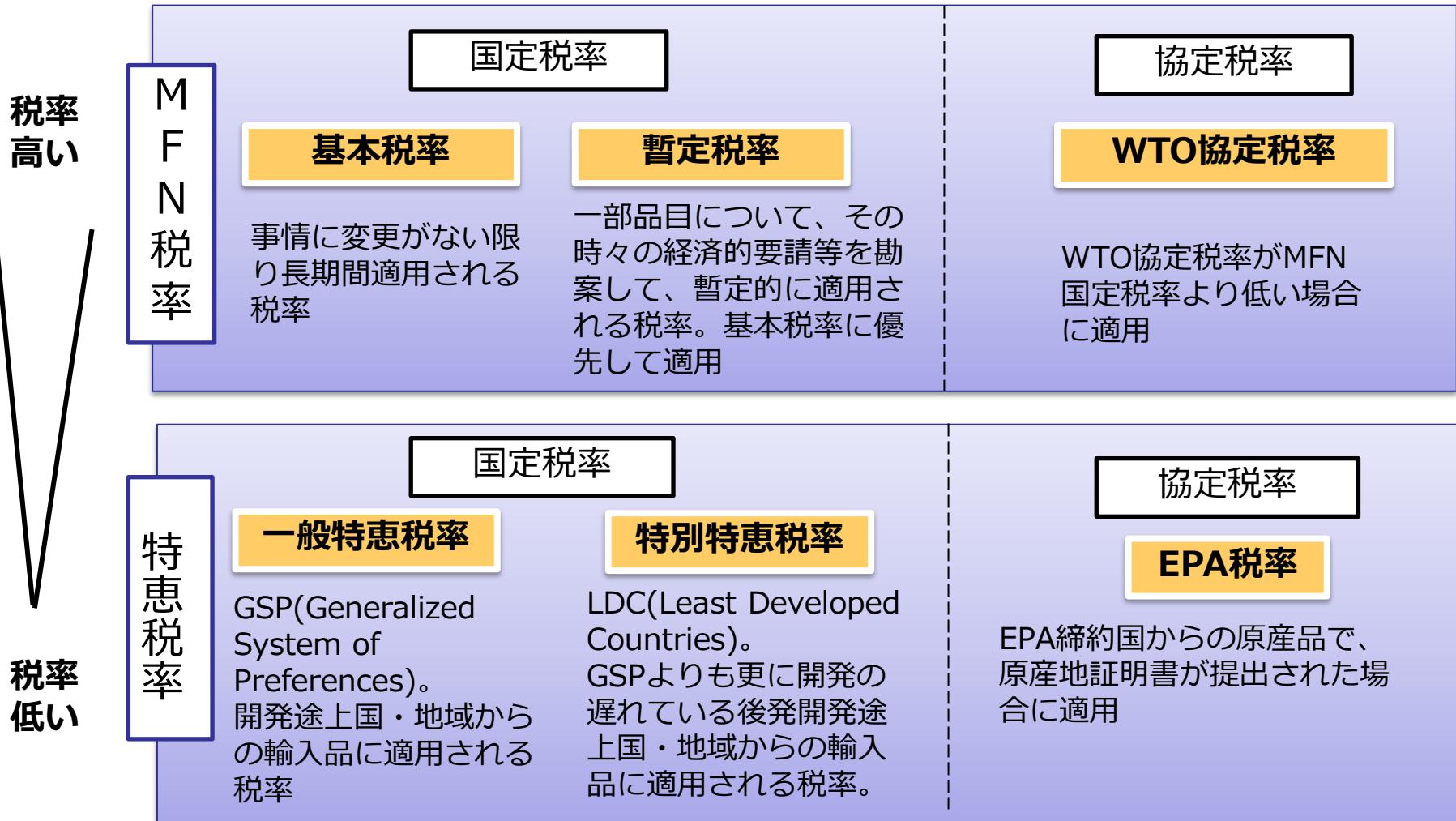
<一般税率>



税率適用の順位

- ①EPA税率
- ②特惠税率
- ③協定税率
- ④暫定税率
- ⑤基本税率

# 関税率の種類と適用順位



※MFN(Most-Favoured Nation Treatment)税率:実行最恵国税率（基本・暫定・WTO税率のいずれか低い税率）

# 一般特恵税率(GSP)とEPA税率が設定されている品目の場合

EPA税率がGSP税率を超える場合を除き、GSP特恵税率の便益を与えない。  
(関税暫定措置法施行令第25条第4項の3)

上記法令より、EPA二国間協定/EPA多国間協定いずれも…

(1) EPA税率≤GSP税率・・・・・・・・▶EPA税率のみ適用可能  
(輸入者が希望してもGSP税率は適用できない)

(2) EPA税率>GSP税率・・・・・・・・・▶GSP税率適用可能  
(輸入者の希望によりEPA税率も適用可能)



LDC(後発開発途上国)については、上記(1)(2)の場合に関わらず、  
特別特恵税率およびEPA税率のどちらも適用が可能。

# EPA税率/一般特恵税率/特別特恵税率適用のための4つの条件

①輸入される产品に関し、**特恵税率が設定**されていること

(EPA税率の場合は協定の譲許表、GSPの場合は関税暫定措置法別表)

②生産された貨物が、「原产品」であると認められること (=**原产地基準を満たしていること**)

→この原产地基準を満たしていることを証明する書類が「**原产地證明書**」

③運送の途上で「原产品」という資格を失っていないこと (=**積送基準を満たしていること**)

→この「積送基準」を満たしていることを証明する書類が「**運送要件證明書**」(通し船荷証券の写し等)



4つの条件をすべて満たさなければいけない！

# 関税率の決定方法 まとめ

関税率は

✓ 貨物の種類

✓ 貨物の原産地

によって決定します。



1. 貨物がどこに品目分類されるか決定する。
2. 原産地ごとに適用される税率を確認する。

# 関稅評価

# 関税評価

「**関税評価**」とは…

輸入貨物の課税価格を法律の規定に従って決定すること

## 課税価格決定の原則

- ・原則としてその輸入貨物の「取引価格」による
- ・「取引価格」が特殊関係により影響を受けている場合や無償サンプル取引などの場合には「取引価格」を用いることはできない



## 課税価格決定の例外

「取引価格」を課税価格とすることのできない場合、例外的な課税価格の決定方法を用いる必要がある

- ・同種又は類似の貨物の取引価格による方法（定率法第4条の2）
- ・国内販売価格から逆算した価格による方法（定率法第4条の3第1項）
- ・製造原価に基づき積算した価格による方法（定率法第4条の3第2項）
- ・その他的方法

# 関税評価

## 課税価格は…

貨物が輸入港到着後、荷卸しの準備ができる状態になるまでにかかる費用を加算した額で、

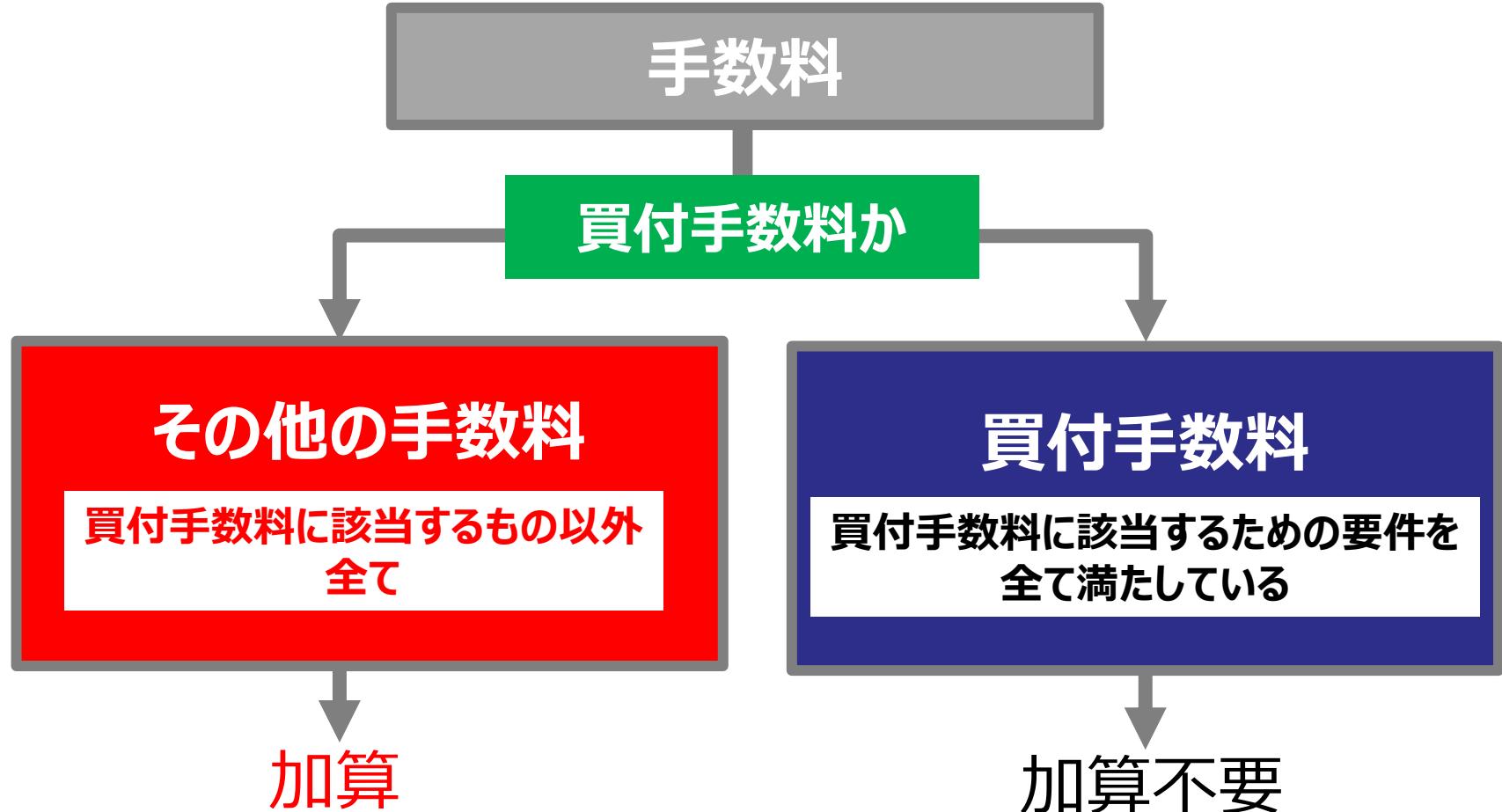
原則として **≠CIF価格**



- |            |                  |
|------------|------------------|
| ① 品代       | ⑤ 運賃             |
| ② 輸出国内運送費用 | ⑥ 運送関連費用(デマレージ等) |
| ③ 輸出国での保管料 | ⑦ 保険料            |
| ④ 檜査料      | ⑧ 手数料            |
|            | ⑨ ロイヤルティ等        |

# 手数料の関税評価加算

「買付手数料」以外の手数料は…  
課税価格に算入しなければならない！



# 仲介手数料と買付手数料

## A. 仲介手数料その他の手数料（加算）

輸入取引で売手と買手の直接当事者以外に当該取引に介在して売買契約を仲介する仲介人、売手の代理人等に支払われる手数料は、**課税価格に加算する。**

## B. 買付手数料（非加算）

輸入貨物の購入に関し、買手に代わり（買手の名において）業務を行う者（買付代理人）に対し、その報酬として買手が支払う手数料は**買手の為の活動費用である為非加算。**

専ら買手のために買手に代わって行う輸入貨物の購入に関する業務

⇒ 「買付代理業務」

- イ. 契約の成立までの業務。例えば、供給者の発見、買手の要求内容の売手への通知、見本の収集等およびこれらに関連する業務
- ロ. 商品の引渡しに関する業務。例えば、貨物の検査、付保、運送、保管、引渡しなどの手配およびこれらに関連する業務
- ハ. 決済の代行に関する業務
- 二. その他、例えば、クレーム処理に関する交渉など

# 【練習問題】課税価格算出

次の取引内容につき、輸入貨物の課税価格(輸入申告価格)を計算しなさい。

- ①仕入書価格(インボイス価格)はEXW価格USD35,000(換算レート120円)  
②輸入者は、上記インボイス価格とは別に、該当輸入貨物に係る下記費用を負担している。

A:輸入取引における仲介手数料	・・・ 350,000円
B:輸出地の工場から輸出港までの運搬料	・・・ 55,000円
C:輸出港から輸入港到着までの海上運賃	・・・ 220,000円
D:輸出港から輸入港到着までの海上保険料	・・・ 135,000円
E:輸出港から輸入港到着までのコンテナ賃借料	・・・ 105,000円
F:輸入港における貨物荷揚げ費用	・・・ 95,000円
G:輸入港から保税地域までの運搬料	・・・ 35,000円
H:保税地域から国内納入先までの運搬料	・・・ 65,000円

# 【解説】課税価格算出

課税価格(輸入申告価格)は、輸入港到着後荷卸しができる状態になるまでにかかった費用を加算する必要がある。



課税価格(輸入申告価格)は**CIF価格をベース**とした取引価格

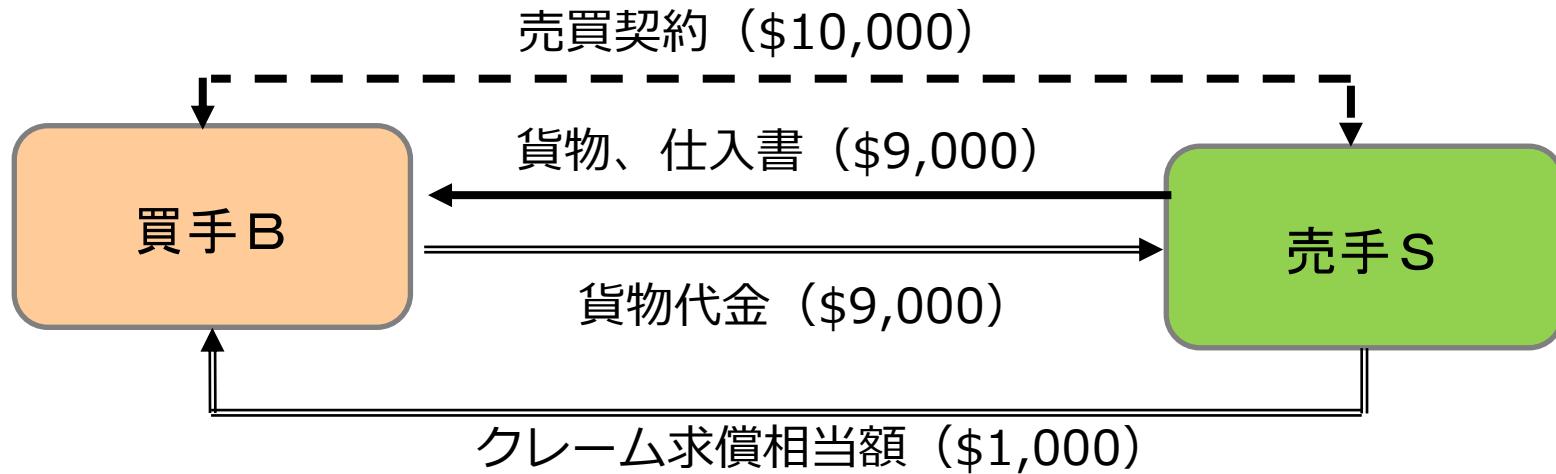
上記より、課税価格(輸入申告価格)を計算すると、、、

仕入書価格(EXW)	・・・	4,200,000円
A:輸入取引における仲介手数料	・・・	350,000円
B:輸出地の工場から輸出港までの運搬料	・・・	55,000円
C:輸出港から輸入港到着までの海上運賃	・・・	220,000円
D:輸出港から輸入港到着までの海上保険料	・・・	135,000円
E:輸出港から輸入港到着までのコンテナ賃借料	・・	105,000円
課税価格：5,065,000円		

# **課税価格決定のケーススタディ**

# 課税価格決定のケーススタディ①

## クレーム求償相当額を相殺した仕入書価格



買手Bは、売手Sから家具を継続的に輸入（購入）している。

前回、輸入した貨物の品質が粗悪であった為、買手は売手に対して、クレームを提起した。

売手はクレームに応じ、売手が負担することとなったクレーム求償額\$1,000を、次回に輸入する貨物の代金と相殺することで合意した。

今回、買手が輸入する貨物の購入価格は\$10,000だが、仕入書価格はクレーム求償額\$1,000が差し引かれた\$9,000であり、買手は売手に対して仕入書価格の\$9,000を支払う。

この場合、仕入書価格により、輸入申告したとすると問題があるか。

# 【解説】課税価格決定のケーススタディ①

## クレーム求償相当額を相殺した仕入書価格

【答】問題あり。

申告は貨物本来の価格ですべきであり、契約価格である  
\$10,000で申告するのが正しい。

「現実支払価格」には、「買手により売手の為に行われた又は行われるべき当該売手の債務の全部又は一部の弁済その他の間接的な支払の額」を含むこととされている。  
(関税定率法施行令第1条の4)

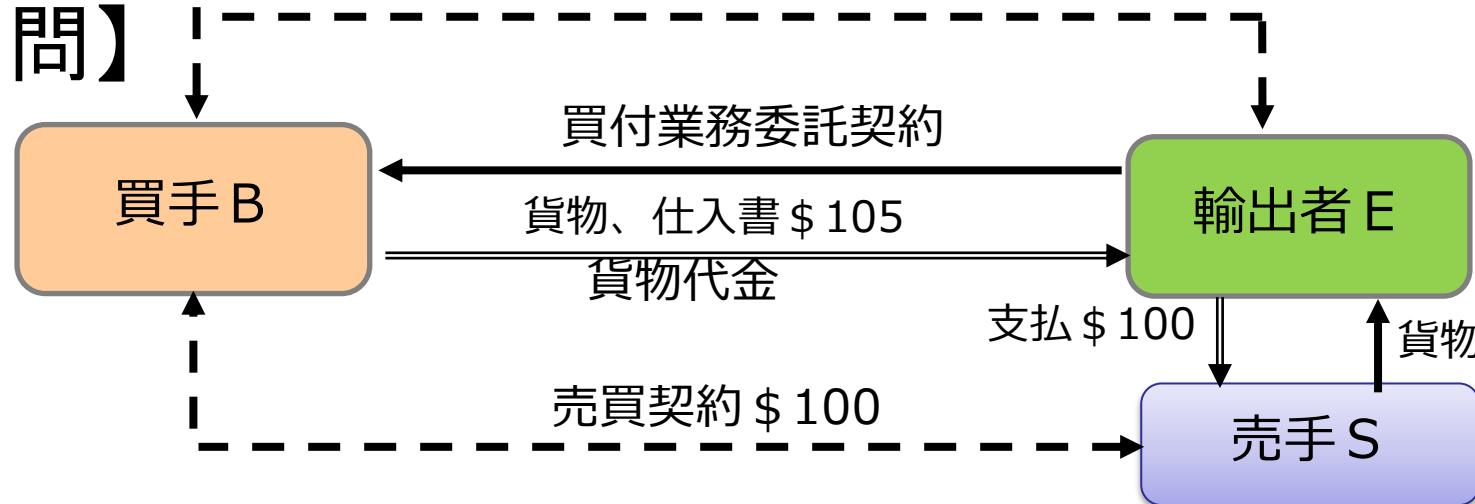
本事例の場合、売手Sが負担することとなつた前回の輸入に係るクレーム額の\$1,000は、今回の輸入に係る貨物代金の支払とは別に売手から買手に支払われる債務であり、その債務を今回輸入する貨物代金の一部と相殺したものですので、当該相殺額\$1,000は、現実支払価格の一部を構成します。

従つて、仕入れ書価格\$9,000に相殺額\$1,000を加えた額（契約価格\$10,000）に基づいて輸入貨物の課税価格を計算します。

# 【解説】課税価格決定のケーススタディ②

買付手数料を含む仕入書価格（買付代理人が荷送人となる場合）

【問】



買手 B は、輸出者 E に輸出国内の各メーカー（売手）からの衣料品の買付業務を委託し、輸出者にその対価として、メーカーからの購入価格の 5 % の手数料を支払う買付業務委託契約を結んだ。輸出者に委託した業務の内容は、各メーカーからの買付（売買契約は買手 ⇄ メーカー）、検品、船積（海上運賃の支払い代行を含む）及びメーカーへの貨物代金支払い（決済）代行業務である。このため、輸出者（買付代理人）が輸入貨物の荷送人となる。

この度、売手 S から買い付けた輸入貨物が到着し、輸出者から仕入書が送られてきたが、この仕入書価格には売手からの購入価格（売手の作成した仕入書が添付されている）、船積みまでに要した費用、海上運賃等に加えて、買手が輸出者に支払う手数料が含まれ、其々の価格が仕入書に記載されている。

この場合、輸出者（買付代理人）からの仕入書価格から当該手数料を控除して課税価格を計算して良いか。

# 【解説】課税価格決定のケーススタディ②

買付手数料を含む仕入書価格（買付代理人が荷送人となる場合）

**【答】計算して良い。なお、仕入書価格に含まれる買付手数料を控除して輸入貨物の課税価格を計算する場合には、輸入（納税）申告の際に、評価申告書の提出が必要な場合がある。**

輸入貨物の輸入取引に関し買手により負担される「仲介料その他の手数料」は、「買付手数料」を除き加算要素の一つとされている（定率法第4条第1項第2号イ）。

この、「買付手数料とは、輸入貨物の購入に関し外国において買手に代わり業務を行う者に対し買手が支払う手数料をいう。（定率法基本通達4-9）

また、輸入貨物に係る仕入書価格に買付手数料が含まれ、その額が明らかである場合には、仕入書価格から買付手数料の額を控除した価格が現実支払価格となる。（定率法基本通達4-2（3）ホ）

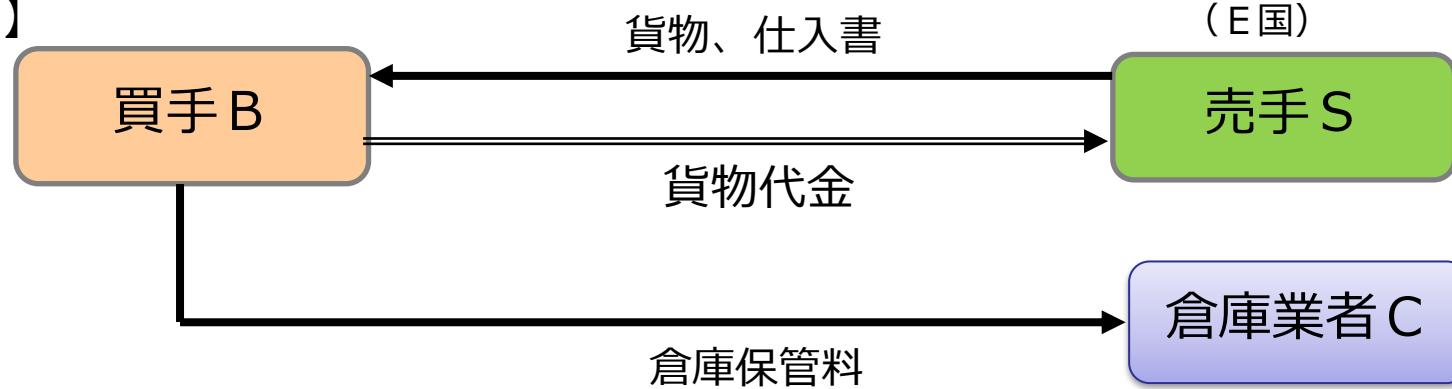
本事例の場合、買手Bが輸出者E（買付代理人）に支払う手数料は、輸出者が買手に買付、検品、船積み及び決済代行に係る業務に対する対価であり、買付手数料に該当し、加算要素から除外される。また、当該手数料の額は、仕入書に貨物の購入価格等とは別に明記されている。

したがって、仕入書価格から当該手数料を控除して輸入貨物の課税価格を計算する。

# 課税価格決定のケーススタディ③

## 輸出国における船積み前の一時的保管料

【問】



買手Bは、E国の売手Sから工場渡し価格で機械を輸入（購入）する契約を結んだ。ところが、当該輸入貨物を積載する予定の船舶が都合によりE国のA港に寄港しなくなつたため、当該機械の引き渡しを受けた後、他の船舶を手配し、当該他の船舶がA港に入港するまで当該輸入貨物をA港の保税地域内で一時的に保管した。

このため、当該一時的な保管に要した当該上屋の倉庫保管料として、E国の倉庫業者から別途請求され、買手はこれを支払うこととした。

この場合、輸出国における一時的保管料は、当該輸入貨物の課税価格に算入されるか。

# 【解説】課税価格決定のケーススタディ③

## 輸出国における船積み前の一時的保管料

**【答】課税価格に算入される。**

輸入貨物の課税価格は、「現実支払価格」に含まれていない限度において運賃等の「加算要素」の額を加えた価格に拠ることを原則としている。（定率法第4条第1項）

また、加算要素の一つである「輸入港までの運賃等」とは、原則として、輸入貨物を輸入港までに運送するため実際に要した運送費用および保険料、並びに当該運送に伴う積卸その他の荷扱いの為の費用をいい（定率法基本通達4-8（3））、輸出国における積み込み前の一時保管料は、これに該当する。

（定率法基本通達4-8（5）（イ））

本事例の場合、工場渡し価格による取引であることから、買手Bが支払った輸入貨物の輸出国における一時保管料は、加算要素である「輸入港までの運賃等」に含められ、輸入貨物の課税価格に算入されることとなる。

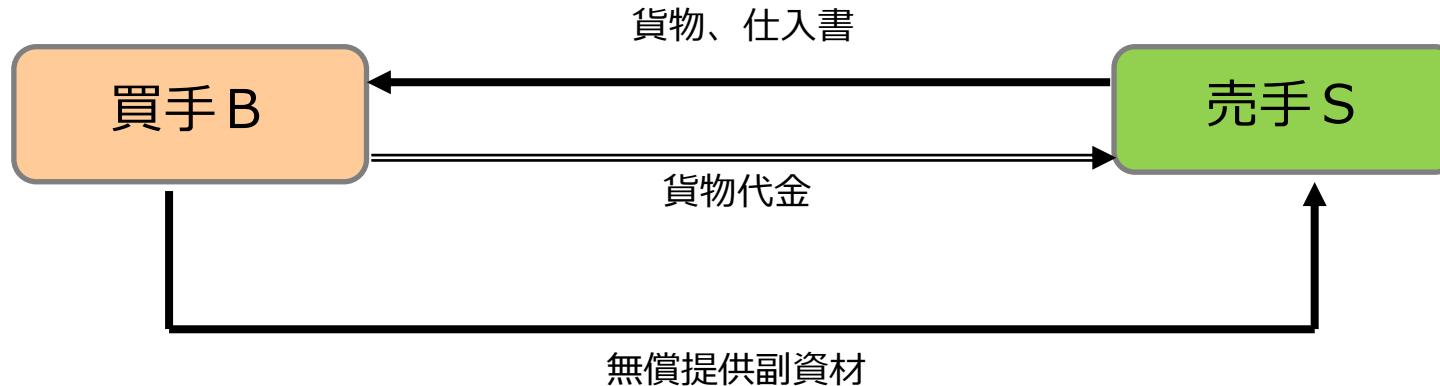
### <ポイント>

取引条件が工場渡し条件の場合、輸入貨物の輸出国における積み込み前の一時的保管料は、「輸入港までの運賃等」に含まれる。

# 課税価格決定のケーススタディ④

## 買手が無償提供した副資材に要する費用

【問】



買手Bは、売手Sからスポーツ用衣類を輸入（購入）することとなった。  
買手は、当該衣類に使用するファスナー、ボタン及び商品ラベルを国内で調達し、  
無償で売手に提供することにした。

この場合、買手が無償で提供する副資材等に要する費用は、輸入貨物の課税価格に  
算入されるか。

# 【解説】課税価格決定のケーススタディ④

## 買手が無償提供した副資材に要する費用

**【答】課税価格に算入される。**

輸入貨物の課税価格は、「現実支払価格」に含まれていない限度において「加算要素」の額を加えた価格（取引価格）に拠ることを原則としており（定率法第4条第1項）、買手が無償で又は値引きをして直接又は間接に提供した輸入貨物に組み込まれる材料、部分品又はこれらに類するものに要する費用は「加算要素」の一つとされている。（定率法基本通達4-12（1））

本事例の場合、買手Bが売手Sに無償で提供するファスナー、ボタン及び商品ラベルは、買手により無償で提供された物品で、「材料、部分品又はこれらに類するもの」に該当するので、提供に要した運賃等を含めた総額が加算要素として輸入貨物の課税価格に算入される。

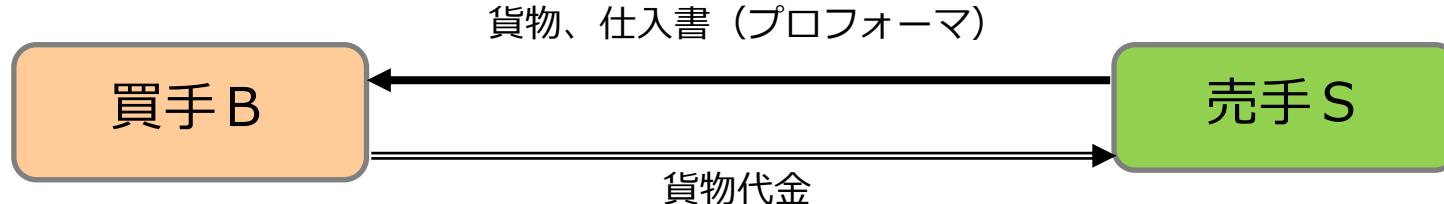
### ＜ポイント＞

買手が無償で提供した輸入貨物に組み込まれる「材料、部分品又はこれらに類するもの」には、商標ラベル、商品ラベル等を含む。

# 課税価格決定のケーススタディ⑤

## プロフォーマ・インボイスでの通関

【問】



輸入貨物について、当初、輸出者が暫定的に作成した仮インボイス（プロフォーマ・インボイス）で輸入申告を行ったが、輸出者への貨物代金の支払いは最終的に確定した価格に基づく決済用インボイス（ファイナル・インボイス）で行った。

この申告と決済について何か問題はあるか。また、あるとすればどのような手続きが必要か。

# 【解説】課税価格決定のケーススタディ⑤

## プロフォーマ・インボイスでの通関

【答】申告価格と決済価格とで差があり、問題あり。

申告時に価格が決定していない場合にはB P（許可前引取）通関をするべき。

揚げ地ファイナル条件での輸入などで散見されるケース。

Cf. 貴金属等の相場商品

申告は「現実支払価格」に基づいて決定されなければならず、この場合、決済用インボイスに基づき申告を行わなければならない。

申告時に価格が決定していない場合にはB P通関するべきであり、価格確定後にI B Pするのが正しい手続きとなる。